

令和 4（2022）年 4月27日
総 務 部 総 務 課

関 係 各 位

令和4（2022）年3月から適用する公共工事設計労務単価等に
係る特例措置について

令和3（2021）年3月の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）が改訂されたことから、令和4（2022）年3月1日以降に契約を締結する工事・業務委託等のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して積算しているものについて、公共工事設計労務単価等に係る特例措置を請求することができます。

1 措置の内容

令和4（2022）年3月から適用する新単価の決定に伴い、該当する工事・業務委託等の受注者は、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための請負代金・業務委託料の変更の協議を請求することができる。

2 請負代金・業務委託料の変更

変更後の請負代金・業務委託料については、新単価により積算された予定価格に、当初契約の落札率を乗じて算出する。

3 その他

該当する案件の受注者には、担当課から通知がされます。詳しくは、案件の担当課にお問い合わせください。